

龍ヶ崎市訓令第10号

龍ヶ崎市道の駅整備基本計画策定検討会議運営要綱を次のように定める。

平成28年5月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市道の駅整備基本計画策定検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市道の駅整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、広く関係者等からの意見等を聴取するために開催する龍ヶ崎市道の駅整備基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 会議の参加者は、別表に規定する団体等に所属する者であって、当該団体等から推薦を受けたものとする。

2 前項の場合において、団体等に所属する者として会議への参加を求めた者については、当該団体等に所属する間に限り、会議への参加を求めるものとする。

(会議)

第4条 会議は、総合政策部長が必要に応じ、必要な参加者の参加を求め、開催するものとする。

- 2 総合政策部長は、会議の参加者のうち、その互選により座長と定められた者に会議の進行等を依頼することができる。
- 3 総合政策部長は、必要があると認めるときは、会議に前条に規定する会議の参加者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(個別聴取)

第5条 前条の規定にかかわらず、総合政策部長は、必要に応じて会議

の参加者の全部又は一部から個別に意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第6条 会議の参加者には、活動等の実績に応じて、費用弁償を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総合政策部道の駅プロジェクト課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所
茨城県企画部地域計画課
茨城県商工労働観光部観光局観光物産課
茨城県農林水産部販売流通課
茨城県土木部道路維持課
茨城県竜ヶ崎工事事務所
河内町
流通経済大学
竜ヶ崎農業協同組合
龍ヶ崎市商工会
龍ヶ崎市観光物産協会
一般社団法人竜ヶ崎青年会議所
龍ヶ崎市住民自治組織連絡協議会
龍ヶ崎市女性会